

2025 年 6 月 9 日

株式交換に関する事後開示事項

東京都港区麻布台 1 丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ 森 JP タワー17 階

株式会社ボードルア

代表取締役社長 富永 重寛

株式会社ボードルア（以下「ボードルア」といいます。）及び株式会社悟空テクノロジーズ（以下「悟空テクノロジーズ」といいます。）は、2025 年 5 月 15 日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 6 月 6 日を効力発生日として、ボードルアを株式交換完全親会社、悟空テクノロジーズを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

2025 年 6 月 6 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

（3）会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経

過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（１）会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

ボードルアは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

（２）会社法第 797 条の規定による手続の経過

ボードルアは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 5 月 15 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である悟空テクノロジーズの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、ボードルアは、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

（３）会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、ボードルアに移転した悟空テクノロジーズの株式の数は 1,150 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

（１）ボードルアは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第

795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をボードルアに通知したボードルアの株主はおりませんでした。

（２）悟空テクノロジーズは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 5 月 28 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

（３）ボードルアは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、ボードルアを除きます。）に対し、その所有する悟空テクノロジーズの株式 1 株に対してボードルアの株式 101 株の割合をもってボードルアの自己株式を交付しました。ボードルアが交付した株式の総数は 116,150 株です。

（４）本株式交換に伴う、ボードルアの資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上